

## 「第2期南あわじ市地域福祉計画（素案）」に対する意見と市の考え方

◆意見公募期間 令和4年1月1日(土)から令和4年1月31日(月)まで

◆意見提出状況 意見提出者2名 意見提出数3件

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方
1	<p>地域福祉計画の事業推進で南あわじ市の社会福祉協議会(以下「社協」とする)の果たす役割は大きいはずである。しかし、その認知度は低く、社協を市の一機関と理解している方も多く、独自の存在感が薄いのは残念である。社協の活動をもっと活発にし、市民から頼りにされる組織へと変貌を遂げていただきたい。そのためにも、現在の緑庁舎跡の事務所は条件不利である。市庁舎と同じく市の中心部へ移転し、時間、距離の偏在を改善すること。これは保健センターとも共通することであるが、それらは緑、特に広田地区に住まわれる方にとっては利便性があるが、市内全体を考えたときには適切な所在地とは考えにくい。社協の当事者のみなさんのご意見はいかがか、それはわからないが、普通に考えるとバランスの悪さ、地域偏在を感じざるを得ない。広田地区が抱えるその他の問題、買い物施設のないこと、古い、狭い、危ない、広田保育所の移転問題、組合立の小学校のグラウンドの狭さ、遊び場の不足など諸問題を解決するために社協の施設の移転、そこに、買い物施設を併設した保育所、保育所の空き地を公園化するなど総合的に課題解決の道筋となる。(これは、広い意味での広田地域の地域福祉向上ともなる。)こうした個別具体的なことを詳細に地域福祉計画に盛り込むことはできないと思うが、総合的に考慮、判断しこうしたコメントを関係部局を始め、何よりも市長に届けていただきたい。</p>	<p>ご意見いただいた社会福祉協議会の施設移転と地域福祉向上との関係につきましては、59 ページ、第5章-2(7)社会福祉協議会の役割に記載のとおり、地域の福祉活動の推進役である社会福祉協議会が、より一層中心的な役割を果たしていくことが求められることから、円滑な福祉活動、福祉サービスの提供が行えるよう、社会福祉協議会の機能を強化するとともに、行政と社会福祉協議会との連携も強化してまいります。</p> <p>また、ご提案を含め、いただいたご意見は関係各課・機関と共有し、地域課題の解決に向けた取組を進めてまいります。</p>
2	<p>南あわじ市社会福祉協議会が現在、旧緑庁舎にあります。第2事務所を福良、第3事務所を湊地区に開設するか、中央部に移すようにして、緑庁舎を広田保育所か美菜恋来屋の出張所にして、八百屋みたいなものにしてほしい</p>	<p>意見1に同じ</p>
3	<p>旧緑町いきいきセンターに健康相談室をつくり看護師の資格を持った人を常駐させ、洲本保健所の出張所的なものにしてどうか</p>	<p>いただいたご意見は、保健センターにおける事業実施の参考にさせていただきます。</p>